

平成28年度 第2回 岸和田市社会福祉審議会 会議録

会議名	第2回 岸和田市社会福祉審議会
日時	平成29年3月22日（水）午後1時00分～午後3時00分
場所	岸和田市職員会館 大会議室
出席委員	松端委員、中井委員、久禮委員、谷口委員、大川委員、上月委員、宮本委員、 昼馬委員、吉田委員、羽室委員、長谷川委員、清時委員、笹部委員、田中委員 以上14名
欠席委員	大浪委員 以上1名
事務局	部長：藤原保健福祉部長、山本児童福祉部長、赤井市民生活部長 福祉政策課：春木課長、鈴木福祉総合センター整備担当参事、忠野高齢福祉担 当長 障害者支援課：西河課長、庄司調整主幹 保育課：西村課長、大倉調整・施設整備担当参事 建築住宅課：高倉課長 自治振興課：福村課長、佐野調整参事、松田協働推進担当長
傍聴者	5名
次第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 （1）新福祉総合センター建設工事の進捗について （2）新福祉総合センター各施設概要について （3）新福祉総合センターの運用方法について （4）新福祉総合センター使用料の減免基準について 4 閉会
配付資料	○次第 ○資料1 新福祉総合センター工事写真 ○資料2 福祉総合センター条例 ○資料3 総合通園センター条例(案) ○資料4 市民活動サポートセンターについて ○資料5 新福祉総合センター使用申込み手続き(案) ○資料6 施設使用料減額・免除の統一的な基準について(案)

【議事内容】

1 開会

- 会議録作成用録音の承諾
- 傍聴者数の報告（5名）
- 傍聴者への遵守事項等の依頼
 - ・ 審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則第4条第4項の規定
 - ・ 審議会終了後の資料の回収
- 会議成立の報告

・社会福祉審議会規則第6条第2項の規定

○資料確認

2 議事

【議事録署名委員の指名】

(会 長) 最初に議事録の署名委員を選任します。本日の署名委員は吉田委員と羽室委員にお願いします。

【事務局説明・質疑応答】

(会 長) みなさんこんにちは。それでは議題に入りたいと思います。本日の議題ですが、「新福祉総合センター建設工事の進捗について」、「新福祉総合センター各施設概要について」、「新福祉総合センターの運用方法について」、「新福祉総合センター使用料の減免基準について」になります。それでははじめに、議題1の「新福祉総合センター建設工事の進捗について」、事務局から説明してもらいます。説明が終わりましたら、ご意見、質問等をお願いします。

(事務局) 新福祉総合センターの建設工事の進捗状況につきまして簡単にご説明させていただきます。資料はA3 版横のカラー写真をお願いします。これは、先週木曜日に撮影してきたものになります。ご覧いただきますとおり、現在は内装工事を鋭意進めております。1階から進め、2階、3階にも着手しております。今後ですが、4月に入ると外構工事にも着手してまいり、6月末日竣工を目指してまいります。工事は今のところ順調に推移してございます。以上です。

(会 長) ありがとうございます。工事は順調に進んでおり、今年の6月の竣工ということですね。何かございませんか。(なし)

次は、議題2の「新福祉総合センター各施設概要について」、新福祉総合センターに設置されます各施設について、施設所管課から説明してもらいます。説明が終わりましたら、ご意見、質問等をお願いします。

(事務局) 資料2をお願いします。新福祉総合センターの条例です。

第1条には福祉総合センターの設置の目的と位置について規定しております。

第2条には福祉総合センターが行う事業について規定しております。第3条は福祉総合センターの開館時間及び休館日について規定しております。なお、水曜日も開館いたします。第4条から第6条までは福祉総合センターの使用の許可、使用の制限及び使用の許可の取り消しについて規定しております。

2ページをお願いいたします。

第7条から第9条までは福祉センターの使用料と減免等について規定しております。料金は3ページから4ページの別表のとおりでございます。

続きまして2ページにお戻りいただきまして

第10条は福祉総合センターを使用する際の使用者の責任について記載していま

す。第11条は福祉総合センターの使用の権利の譲渡禁止について規定しております。

2ページから3ページをお願いいたします

第12条及び第13条は福祉総合センターの管理は、指定管理者に行わせることができることとし、指定管理者が行う業務について規定しております。第14条はこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

附則では、第1項に公布の日から起算して1年以内の範囲において規則に定める日から施行することとし、第2項では岸和田市立勤労者・障害者教養文化体育施設条例を廃止することとし、第3項では指定管理に関する手続きは、この条例の施行日前に行うことができることとしております。

使用料金は、600円～13,500円でございます。アリーナの使用料はサンアビリティーズの料金に準じております。その他の使用料は直接の経費である光熱水費や管理のための人件費等の実費以下のご負担となっております。なお、冷暖房費用や付帯の機器の使用を含んだ金額でございます。指定管理料が年間8,000万円を超える額となり、そのほとんどが管理・運営のための光熱水費、人件費、運営に必要な委託料でございますので、その一部に充ててまいります。なお、減免の運用につきましては、後ほどご報告申し上げます。説明は以上です。

(事務局) 続きまして、資料3をお願いいたします。総合通園センター条例案につきまして、ご説明させていただきます。なお本条例は第1回定例会で審議中でありまして、明日議決される見込みですが、本日は案ということでご説明させていただきます。

福祉総合センターの建替えに伴いまして、新福祉総合センター内に従来の岸和田市立いながわ療育園及び岸和田市立パピースクールの機能を統合した、児童福祉法第43条に基づく児童発達支援センターとして、岸和田市立総合通園センターを設置いたします。それに伴いまして、岸和田市立いながわ療育園条例の全部を改正して題名を岸和田市立総合通園センター条例としたところです。第1条は設置の位置を、第2条は総合通園センターが行う事業について、第3条は使用できる者について、第4条は使用の許可について、第5条は使用料について、第6条は総合通園センターにおいて診療を受ける者の診療料について、それぞれ規定するものです。第7条はその他としてこの条例に定めるものの他、一部の事項については市長が別に定めるものとしているところです。附則としまして、この条例は交付の日から1年以内の日の範囲において規則で定める日から施行するものとしているところです。簡単ですが、資料3について説明を終わります。

(事務局) 資料4の仮称市民活動サポートセンターについて、先ほどの工事の進捗の写真をご覧いただいたとおりでございますが、現在計画しております内容につきまして、まず業務の目的ですが、岸和田市の市民活動やボランティア活動など、市民の自主的自発的な営利を目的としない公益性のある活動、これを市民活動というふう表現にさせていただきまして、市民の多様な社会活動への参画を促進し、市民自治都市を実現するため、市民活動の拠点、情報収集、情報提供、交

流ネットワークづくりなどの機能を果たすことを目的としております。業務の対象ですが、以下に7項目設けさせております。まず1番目ですが、市の窓口業務を行っていただくということで相談窓口業務、2番目としまして市民活動コーディネーター業務、3番目としまして情報の収集と提供、発信業務、4番目としまして市民、市民活動団体、NPOなどのネットワーク形成業務、5番目としまして講座、イベントなどの企画、開催、NPO指定業務、6番目としましてそれらに關係する参考図書や關係資料の閲覧業務、7番目その他としまして3項目挙げさせていただきます。まず1項目目は市内24小学校区に設置されています地区市民協議会の全体の校区研修会の開催、2項目目は市民活動団体等の交流や協働の推進に繋がる業務、3項目目はこのサポートセンターの運営に付随する業務、という形で計画しております。運営方法ですけれども、これらの窓口業務を行う前提としまして、市が直接業務を行うのではなく、市民活動を理解した団体、事業者等の、いわゆる中間支援団体への委託を前提に公募により事業者を選定していきたいと考えております。以上が市民活動サポートセンターの概要です。

(会 長) ありがとうございます。各施設の概要について、1階は総合通園センター、2階は市民活動サポートセンターということです。いかがでしょうか。

(なし)

それでは次は議題3ですね。「新福祉総合センターの運営方法について」、事務局からお願いします。

(事務局) 新福祉総合センターの運営方法につきまして、資料5に基づきましてご説明させていただきます。使用申し込みの手続きにつきましてご提案させていただきます。いろいろな申し込みの方の属性に応じて予約開始日をいろいろ分けて、今の福祉センターもこういう運用をしていただいておりますが、これを踏襲するかたちあるいはもっと使いやすくすることを念頭に置きまして、このようにさせていただきます。順にご説明させていただきますと、まず講演会、総会等で使用になれる時、広く広報紙等に載せて市民の方等の参集を呼びかけたい時については、1年前の1日から申し込みを開始するものです。条件は大会議室と控室1室を条件とするところです。同様に、市の方でも市民の方を集う行事が多々ありますので、福祉部局については同じく1年前、ただし広報へ掲載するような大きな行事としております。市の他の部局についても、50名以上集まる大きな催しについても1年前から押さえさせようと考えております。福祉関係団体については、3ヵ月前の1日から予約を開始、同様に市の会議体のような大きな催しでない場合についても3ヵ月前の1日から、その下の登録団体は、これは指定管理者へ利用登録されて活動されている団体については2ヵ月前の20日から25日の間で予約を開始、その日はその時々で指定管理者から提示されることになろうかと思えます。市の福祉部局以外の利用については1ヵ月前から、一般的な利用についても1ヵ月前の1日とさせていただきますが、ただし講演会や総会等で大きな催し物をされたい場合については6ヵ月前の1日からとさせて

いただきたいものです。一般利用の予約の締めについては、使用料の市への収納事務もありますので、7日前には締め切らせていただく、といった案です。次ページですが、こちらは前回の審議会でご質問がありました、新旧の対比がわかりづらいとありましたので、表形式でさせていただきました。サンアビリティーズ等との複合になりますので、新センターの総面積は小さくなるのですが、利用の時間帯を分けて利用していただくことでこなしていけるのではないかと考えております。以上です。

(会 長) ありがとうございます。最後のページの数字は何ですか。

(事務局) 部屋の面積です。

(会 長) 予約開始日の現行はどうなっているのですか。

(事務局) 1年前からというのは、やっておりませんが、3カ月前、2カ月前の辺りは現行どおりです。また一般利用については、現行は3週間前からですが1カ月前からとやや広くしたところではあります。

(会 長) 何かありますか。(なし)

それでは、次の議題4の「使用料の減免基準について」をお願いします。

(事務局) 新福祉総合センターの使用料の減額の件につきまして、資料6岸和田市受益者負担基本方針に基づく施設使用料の減額免除の取り扱いについて案、という資料を利用して説明をさせていただきます。前回の審議会でご報告をいたしました岸和田市受益者負担基本方針、これを受けまして制度を所管しています政策推進課を中心としまして庁内で検討調整をしております。なお、調整内容は最終段階を迎えておりますけれども、まだ最終決定ではありませんので、本日は審議会終了後に委員の皆様方から一旦回収をさせていただき、また後日正式に決定されたものを送付させていただきますので、よろしくをお願いします。これまでの間、前回審議会でのご意見、各種利用者団体からの情報を含めまして、できるだけ減額免除できるように関係部局とも協議をしてきたところではあります。ただ、本市の財政状況は極めて厳しいものです。現在、推進をいたしております岸和田市行財政新改革プランに続きまして、岸和田市行財政再建プラン骨子が指示されたところではあります。岸和田市の財政状況についての記載、これはホームページで公開しておりますけれども、地方交付税の減少が見込まれ、扶助費の伸びはここ10年間で100億円以上増加しています。人件費を抑制しまして、公債費も減ってきておりますけれどもなお収支が厳しく、平成28年度以降は収支不足が続きます。平成30年度には財政調整基金が枯渇するという推計が出ております。計画期間と目標としては、平成30年度から平成33年度までの4年間、46億円の不足額を確保するとしておりまして、実施可能な項目については29年度から着手するという方針が示されています。またその中の具体的手法としまして、

持続可能な市政運営を実現するための構造改革として使用料や手数料の適正化と減免制度の見直しが示されたところです。これらも踏まえまして、総合的に調整しまして、現在お手元までご配布の岸和田市受益者負担基本方針に基づく施設使用料の減額免除の取り扱いについて策定しているところです。

資料の2ページをお願いします。施設共通の適用基準を記載しております。市の主催事業と地域コミュニティ団体が地域住民のための活動に使用する場合、これを免除としております。後援事業は免除から除外されております。3ページはその詳細な内容につきまして記載しております。ただし書きとしまして、施設の使用について補助を受けている場合や実費を超える費用を徴収する場合は免除できないと記載されております。次に4ページから7ページは各施設の性質に応じた統一的適用基準について記載されております。まず4ページの①、とくに障害者の利用に配慮する施設については、福祉総合センターの記載がありますけれども、障害者団体が実施する記載の事業とか会議に伴う使用の場合は原則免除となります。駐車場についても同様の取り扱いとなります。次に③をお願いします。とくに高齢者の利用に配慮する施設について、福祉総合センターについては指定管理者が実施する事業は免除とし、また不特定多数の方が自由に利用します娯楽室は無料、いわゆる使用料の定めがありません。高齢者団体によります教養、健康増進、生きがづくり活動のため部屋を占用して使用する場合は、50%減額としたいとしています。ただし駐車場は除きます。次に5ページをお願いします。5ページ上ですけれども、ふれあいセンター朝陽について記載をしています。高齢者と地域住民のふれあいの場としての利用は免除となりまして、指定管理者が行う事業は免除としております。ただし高齢者団体に教養、健康増進、生きがづくり活動のために使用する場合には50%減額を基準にいたしまして今後条例の改正を含め検討することになっています。その下、浜老人集会所ですが、地域住民との触れ合いの場として、ここは不特定多数の高齢者が自由に出入りできる施設です。従いまして、申し込みにあたって事前の申し込みではなく、当日入館のときに名簿に記入していただく施設ですので、無料としています。ただ、今後利用状況を踏まえ、見直しを検討していくことにしております。続きまして、利用目的による減免適用基準をお願いします。貸館等施設使用料についてですが、①地域福祉の推進を目的とした活動に配慮する施設において、福祉センターについて記載されています。ボランティア団体等による市民を対象とした研修、相談、居場所づくり、自立支援及び子ども子育て支援、青少年の育成等で、地域福祉の推進を目的とする活動の場合は、原則免除となります。ただし、その受益が当該団体の組織またはその構成員に専ら帰属する活動、これは適用しないことになっております。この統一基準につきまして、福祉総合センターについて取りまとめた内容が8ページから10ページです。先ほど説明した内容が8ページの表の(1)から(6)のとおり、まとめられています。駐車場利用について補足しますと、(3)障害者等の利用と、(4)総合通園センターへの送迎、療育の必要上で利用する場合は免除することになっています。欄外の米印ですが、障害者団体等については障害者支援団体、介護保険の要支援者、要介護者とその介護者等により構成される団体を含める

ことになっております。なお、詳細については8ページから10ページのとおりです。先にご説明した条例による使用料の徴収と減免基準については、開館の日から適用していきたいと考えております。本市を取り巻く厳しい財政事情を考慮いただきまして、総合的にご理解をいただきたいと考えています。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

(会 長) ありがとうございます。センターを利用する際の使用料に関して、市の調整中の基本方針に基づく減額免除の取り扱いについてという基本的な考え方に沿って説明していただきましたが、意見はいかがでしょうか。

(委 員) 3月の忙しい時期に社会福祉審議会を開催していただいたこと、冒頭お礼申し上げます。聞き及んでいただきたいのは、先ほどから財政が苦しいとおっしゃってる件ですけれども、これ両面コピーできますよね、それと封筒も要る人が持って帰ったらいいのであって、わざわざ全部に配る必要はないと思います。どこで発言していいかわからなかったのでお尋ねしたい点は、新福祉総合センターの中に岸和田市市民活動サポートセンターについてご説明いただいたが、目指しているのが見えない。利用目的だけでは市民自治都市を実現するために市民活動の拠点、ネットワークづくりと書いているんですけども、岸和田市ならではの、よそではほったらかしにしているところもありますし、豊中みたいに無茶苦茶先走っているところもありますので、岸和田市は10年後、20年後どこへ向いていきたいというのか、もう少しわかるように説明いただきたい。

(事務局) 先ほどの質問もありますけれども、岸和田市の特徴で言いますと、市内24小学校区に設立されています地区市民協議会があります。なおかつ市内ではボランティア活動並びにNPO活動等、特定のテーマをもって活動されている団体が多種多様あります。我々が目指すのは他市に並ぶというのもそうなんですけれども、それらの活動が相互に中々連携できないのが現実にあります。個々の活動は一生懸命にされているのですけれども、活動をやっていく中で全ての活動されている方は高齢化をしていたり、人材が足らなくなったりしているところがあると思います。この辺の情報を共有することによって相互連携を図れると考えてますので、ご指摘のようにすぐ他市を凌駕するようなものになるとは考えられませんが、スタート段階としてはそういう情報共有であったり、ネットワークをつくることから始めたいというふうに考えています。以上です。

(委 員) 10年後20年後の展望というのは。

(事務局) このサポートセンターから10年後20年後の展望というのはなかなか難しい質問かと思いますが、これはサポートセンターに限ったことではなく岸和田市全体が少子高齢化、これは日本全体かもわからないですが、進んでいっているのが現実にございまして、10年後20年後を目指すのであれば世代交代を含めて、若者層といいますか若い活動実践者を増やしていくというのが持続可能な地域活

動であろうと考えていますので、そういった方々にスポットを当てれるようなサポートセンターにしていきたい。以上です。

(会 長) 先ほど豊中の話が出てましたけれども、豊中は人口の流出量が激しい。自治会加入率も4割くらい。岸和田は自治会加入率が高いですし、定住の方が多いので、地区市民協議会や社協の審議会の組織が活発ですから地域をベースにした活動は岸和田の大きな特徴だと、それと市民活動サポートセンターができることによっていろんなテーマを様々なボランティアな活動の連携をうまくつくれるということとか、オープンに人が集って交流して議論できてみたいなのができる、明確な展望は語るのは難しいでしょうけども、可能性としてはユニークな展開ができるかと思います。

(委 員) サポートセンター開設に向けての実行委員会を開かせていただいて、この間いろんな市民、団体の方とお話しをさせていただいて、非常に関心が高くなったという点においてもこれはよかったかなと思っています。とりわけ財政状況が厳しいという課長からの話があって、ついた予算は公表されていますけれども、一定額出していただいていることはよかった、逆にこのことを全てやろうと思うとやはり全然足りないだろうということが両方あることで、将来的には財政的な問題と考えても、短期と中長期を見た時に、これから市民と協働で力を合わせながらやらないとこの危機は乗り切れない。そこの部分にお金をかけていくということを惜しんでしまうと、5年後10年後にはその手が打てなくなることもあるので、公と民との間にある協という部分をどうつくっていくのか今後の鍵になっていくので、とりわけ地域に対して地縁型の組織が強い土地柄ということもありますので、それを含めていくというのは他市にはないと考えていますので、今後この1年、実際にはこのかたちで公募をされてやっていくのでしょうけれども、やはり時間をかけて見ていかなければいけない課題だと考えますので、この審議会でも深く関っていく課題であるかなと思いますので、この間、市の方から出されている岸和田市介護予防、日常生活支援総合が出てきて、介護保険制度が改正される中で、易受け合いすることではないですけども協働という点ではやらなければいけないこととなりますので、時間をかけながら、お金についても今後考えながら、中身についても専門職の方が求められていく、というふうな検討が続けていければいいかと思います。

(委 員) 先ほどから説明いただいた施設使用料の減額、免除の取り扱いについてはよくわかりました。ただ、一般市民としまして、今現状としてこの福祉センターを使っている方において利用料の発生がしているのか聞きたい。減免とか免除することと、利用料をいただくことで収益が上がるのか、現状と今後の予測は立てられているのでしょうか。

(事務局) 現在の福祉総合センターについては原則無料、ただし一般の方の利用については大会議室に限定しておりました。一般の方が大会議室を利用いただく場合は

利用料をいただいております。新しい福祉総合センターは、受益者負担の基本方針に基づいて、原則としては有料とします。一般の方についても、大会議室以外の部屋もご利用していただけることで運用したいと考えております。財政への効果ですが、現在、最終調整段階ですが、免除と減額の基準についてお示しをしています。これが決定された後、既存の団体にどのように適用していくのかを検討させていただいて、また一般の方が大会議室以外の部屋もご利用いただけるのですが、その需要予測が未だ立っておりませんので、申し訳ありませんが現時点で財政効果額の試算はしておりません。以上です。

(委員) 確認なのですが、8ページの表で、駐車場は3番と4番、障害者等及びガイドヘルパーが駐車場を使用する場合と、総合通園センターの送迎以外は全て有料になるということでしょうか。もう一点、もともとは老人福祉センターとして建てられてきている中で、高齢者の方が活動する場所として建てているにも関わらずそこだけが減免の対象ではないというのは、いま使っておられる方は中々理解しにくいのではないかと。

(事務局) まず、駐車場についてですが、現在お示ししている案で障害者の方並びに総合通園センターの送迎または療育上必要な駐車というかたちに限定しております。当初1時間は無料ですが、それを超えますと1時間につき200円頂戴するかたちで運用していきたいと考えています。つぎに、老人福祉センターとしての機能についてですが、10ページの方に記載があります。老人福祉センターということで設置、運営をしていきますので、関係部局とこの間できるだけ免除できるように調整してきたところですが、指定管理者の実施する事業、及び不特定多数の高齢者が利用する娯楽室は無料とします。ただし部屋を占有して利用になられる場合については、施設管理運営に関わる費用の一部に充当するために一部ご負担いただきたい。冒頭で言いましたけれども、光熱水費とか管理のための委託、人件費、これが8000万円を超える額が現在の施設でもかかっておりますので、その一部に充てることで高齢者の方の占有使用については5割減免で負担いただきたいことで庁内の協議を行っています。

(会長) 8ページで、駐車場ですと障害のある方の利用以外は駐車場は有料で、高齢者に関しては場所を占有する場合は50%の減額ということですから、老人福祉センターで始まった施設なのに高齢者の方には負担いただきますよ、ということになっているのですね。財政の効果では、一人ひとりの負担がそんなに上がるとは思わないですが、こうやって負担をしたからといって財政上の効果がどれくらいあるのかということと、そもそも公共的なパブリックな人が自由に集って交流して教養を深めたりというところにお金を取るということによって、例えば利用を控えようというような傾向がでたり、結果として例えば介護度が上がったたり、引きこもり傾向になったりと考えたときに、目先の財政効果が無茶苦茶あるとはおもわないですが、これを取るといふ影響を考えたとき、果たしていいのかなと。

- (委員) もう1点、福祉センター使用の団体の中には、市の方から広報誌の制作であったりとかかなり長時間作業しに来られる方もおられ、様々な活動がある中でとくに駐車場がこれだけということになると活動の妨げになるかと思えます。逆にその活動をされる方に対し、例えば広報の部局が駐車場代を払うとかを含めた想定をされているのでしょうか。
- (事務局) ボランティア活動での施設使用料については免除になっています。駐車場の件についても、当初1時間は無料でその後は200円の実費という状況です。関係部局と協議をできるかどうかということがありますけれど、最終調整段階ですので、もう一度ボランティア団体の活動に関しての駐車場使用料について、関係部局と調整をしていきたいと考えております。
- (会長) ボランティア活動であるけれども、市から依頼されて実際公的にやるべきところを代わりにボランティアにやっているというのもあるので。
- (委員) いま福祉総合センターと地区公民館を対比した場合、地区公民館はほとんど利用料がとられていない、もちろん駐車場料金も取られない、片方で料金を取り片方で取らないということになってくると、どこへいくかという、金のかからんとところへ行くとなります。そこら辺りはもう少しゆっくり考えていただいて、新しいからお金をもらう、古いからもらわない、そういうことじゃなしに、同じ一律の建物です。部署は違いますが市全体からみたら同じことをやっている訳です。そこら辺りの調整をきちっとしないと、利用者がガクッと減るといふかたちになってくる可能性が十分考えられますので、もし取るなら均等に同じようなかたちで取り扱いができる、いうふうに考えていただいたら。
- (委員) 老人クラブの代表ですが、とても戸惑っております。なぜならば、この使用目的に娯楽室はタダである、しかし教養を深めるために会をやれば半額である。老人会は3本の柱を立てているわけです。教養とかもちろん娯楽も馬鹿にはしておりませんが、娯楽がタダで講演会やったら金いると言われてたら、だれもしないのではないのでしょうか。お年寄りもお金あるのやったら出してもらおうかと思えますけれども、目的に合わせてるのだったらどうなのでしょう。福祉センターへ寄せていただきますと、娯楽室に行っておられる方は意外に老人会に入っていないのですよ。それで、気楽だからずっと行く。タダやったらなおさら気楽な方へ行くではないですか。ここら辺をもう少しじっくりと考えてもらいたい、最終的にはどうなのか疑問が一杯あるのですけれども、一番ここが目立つんですね。
- (会長) 老人クラブの活動的にいうとあまり嬉しくない。教養のための学習会とか、健康増進、生きがいつくり、プログラムを考えて講師の方をお願いしたりして場所を確保してやるという活動ですよ。

(委員) 生きがいで市から補助が出ているのを出してほしいというのならわかるのです。何も補助をもらってなくて頑張ってやるかと言ったときに使用料はもらいますよと言われるとね。もう少し事務局で考えていただきたいし、老人クラブでもなんでもおんぶにだっこしてほしいとは思いませんけれども、じっくりと考えてみたいとは思っています。

(会長) 財政が厳しいのはわかりますが、目先の徴収は危険という気がします。市民目線で考えると、何も老人クラブにも入らず、ただそこへ行ってお話してたら楽じゃないの、となると組織だった活動が今後できなくなる可能性があります。

(委員) 3つ質問があります。有料になる団体はどういう団体なのかと質問しようと思った。先ほどの説明で、原則無料だったのが、原則有料になりますと説明だったので、それやったらみんな有料になってしまうのが基本なんやと理解してもいいのかなど、だとすれば皆さんがルルおしゃっているようにせっかく新しい福祉センターできたけれども使いにくくなってしまうという受け止め方にしかならないと思うのですね。なので、原則無料という部分は何とか継続していただいて、新しい福祉センターができて、より多くの市民の皆さんに使っていただきたいと、福祉の目的以外でも講演会や研修とかで使うときは市の財政が厳しいので利用料をお願いするというかたちに切り替えられないかと強く思います。2つ目は、障害者団体の方から参加させていただいてますので、新しい福祉センターのことでサンアビのことをものすごく質問されます。わからない質問ばかりなので会議で聞いておくと返事しているのですが、サンアビを使っていた団体、とくに体育館を使っていたサークルとかは新しいアリーナをこれまでどおり申し込んだら使えるのでしょうか。この場合、サンアビは無料で使ってきましたし駐車場代もかからなかったもので、それがかかるようになってしまうと、これまた使いにくくなってしまう結果になってしまうので、そこが質問です。サンアビは来年度の6月で一旦閉じて改修工事に入って30年4月に再開しますと聞いていますが、再開した後今までサンアビを使っていた団体がこれまでどおり体育館を使えるのかどうか、1年間は福祉センターのアリーナを使うしかありませんので、日常よく聞いています。新福祉センターのスタートさせる日程と申し込みを受け付けてもらえる日程がどうなるのかというところです。最後に、この案はいつどのように決定されるのかを詳しく教えてもらいたい。

(事務局) 前回もお示ししました岸和田市受益者負担に関する基本方針の中で、法令に無料の定めがあるものを除いて有料という方向で見直しをしていく基本方針があります。市としての大きな基本方針ですので、この基本方針に基づきまして福祉総合センターの取り扱いについても協議をしてきたところです。障害者の方のご利用については、原則有料の中でも様々な免除の項目の中で使用料について免除させていただくと配慮させていただいている状況です。次にサンアビリティーズを利用になっていた方の新福祉総合センターのアリーナの利用です

が、利用していただけます。先ほど説明しました運用基準に基づきまして、現在指定管理者については募集の手続きをしております、指定管理者の議決をいただくのが6月になります。それに先立ちまして指定管理者の審査委員会が開催される予定ですので、指定管理者の候補者が決まり次第、運用については詰めてまいりたいと考えています。開館日についてのお尋ねですが、6月末竣工を目指すことで新しいセンターを建てながら古いセンターを使っていますので、古いセンターからの移転という問題もありますし、建物が建った後に必要な備品を搬入していくことがありますので、未だ開館日については特定できておりません。サンアビリティーズのその後については施設所管課でありませんので、その後の運用についてはお答えできません。前回の審議会で様々なご意見をいただいているところですが、使用料等の徴収に関しては岸和田市の意見聴取に関する手続き条例の中で、金銭の徴収に関してはこれを除外することができるとの規定がありますので、その規定に基づきまして市の内部で引き続き協議をしまして、最終決裁というかたちで決定をしていきたいと考えています。他の委員さんのご質問の内容になりますが、当然受益者負担に関する基本方針は市の公共施設全体について定めるところです。現在協議が整っていないところもあるわけですが、ご指摘の公民館等については、資料6の6ページに記載があります。下から2つ目、公民館青少年会館等19館の現状使用について、利用者の拡大を図るとともに関係法令や基本方針等を踏まえ今後協議をしていくことで、地域活動拠点としての役割を果たすために障害者団体やボランティア等の公益活動の取り組みを考慮した取り扱いで、公平性公正性の取り扱いを検討していきたいことで、同時に各施設についても検討中です。高齢者の利用に対する減額の話ですが、できるだけ免除が拡大できるようにとの立場で関係部局、庁内全体での調整をしておりますけれども、厳しい財政事情もある、同様なかたちで、他の施設の利用もある、現在は50%減額で残りの金額についてはご負担いただきたいと考えております。娯楽室の免除ですけれども、団体が占用しての利用ではありません。自由に出入りをされますので、入館者の把握が大変困難ですので、今は囲碁将棋の利用が目立つわけですが、囲碁将棋に限定せずに高齢者ならびに障害者のための娯楽の場として広く解放してまいりたいとして使用料の設定をしております。

(委員) 施設の利用料は原則無料というかたちでお願いしたい。今までも使用させてもらっているのですが、無料ということで喜んでいるところです。これが原則有料、財政が苦しいということで福祉の主行政のマイナスにならないようにという理由です。

(委員) 原則無料で運用していただきたい。利用料については免除する規定を検討されているようなのですが、駐車場については有料だと、しかも1時間を超えて1時間当たり200円という高額な負担となると、必然的に福祉センターの利用が困難になってくると思うので、既存のサンアビリティーズ、福祉センターの建替えの性格もあるので、ぜひ再考していただきたい。

(委員) 免除の取り扱いの資料を決定するのは、先ほどの説明ですと保健福祉部の方で最終的に決めるような説明だったかと思ったのですが、議会で決めるということなのですか。駐車場有料という部分だけ見ても、浪切ホールの駐車場はずっと有料だったのに、最近全部無料になって、福祉センターの駐車場はずっと無料だったのに有料に変わったというのは、市民としてはとても首を傾げる話だと思いますので、これがいつどこで決定されるのか日時まではわからなかったのですが、再度考え直してほしいと希望します。

(事務局) 岸和田市受益者負担基本方針に基づく施設使用料の減額免除の取り扱いについては、取り扱い部局については、市の政策推進課になります。ご指摘の内容等含めて、福祉は福祉の立場、他の部局はその立場から、それぞれに協議調整をしているところですが、厳しい財政事情の中で各施設に関して統一的な見直しを図られているところです。障害者の方の利用については免除、料金はこの部分については頂だいしないという報告でして、福祉部局としても現時点で可能な限り協議をした結果として現在の案で最終調整段階にあるということでご理解いただきたい。

(委員) 先ほど言った総合事業の件もあって、今岸和田でも虐待件数が増えていますよね。ニュースの統計でも虐待件数が増えてきている中で、介護保険事業そのものが見直されて地域で見なければならぬ、安上がりの福祉を我々ボランティアは受けるつもりはありませんけれども、現実としてはそういう中で一緒にやっていかないと立ちいかない中で、不安になられるご家族の方、または当事者の方も含めて、そういう人たちが集うところが有料であるというのは、基本的に全体の福祉政策としての整合性として、介護保険課が出している政策と矛盾するのではないかと思っているのと、自治振興課の話で、市民活動サポートセンター、これも駐車場のことだけで言うと、1日居たら1600円位かかったということがあったんですけども、市民が一生懸命そういう問題を話し合っていて、将来の市政について考えながらやっている人たちが、そこで頑張れば頑張るほど有料になるという、不思議だなと思いますし、市民活動サポートセンターに入るといことはいろんな団体さんが改めて増えてくる、要するに障害者や高齢者だけでない団体、認識が違うのかと思うのですが、ボランティアというのは放置していたら勝手に育つものではありませんので、やはり一定チャンスやきっかけがあって、そこから育っていく、この中で町会の方をされている委員さんで障害者の関係に関わっている方もおられますし、今後そういうようないろんな形で溝を飛び越えてつながっていくということをつくっていく、これは市民活動サポートセンターの役割ですし、それをしようと思ったときに、環境問題をやって子育てとか障害者とか出てきてますので、そういう人たちが結ばれるものをつくるのに、そういう規定が今矛盾を起こしている、もう一つ言うと公共性とか、だれがいつ指定をして見合う団体であるのかを決めるのか、何を基準に決めるのかということが全然記載されていないので、何をもち

て公共性をもった団体だと認識をして一体どこに登録をしていつそれをすれば無料化になるのかというのわからない、そういう意味では規定そのものをちゃんと明らかにしていって、それが記載されたうえで改めてこれが提出されるべきではないかと考える。

(事務局) 福祉センターですと、8ページの(5)ボランティア団体等の市民を対象とした研修、相談、居場所づくり、自立支援及び子ども子育て支援、青少年育成事業など、真に公益性を有する活動のために使用する場合というのは免除という規定をしています。介護の問題ですけれども、欄外の米印、障害者団体等の中に介護保険の要支援者、要介護者とその介護者等で構成される団体についても障害者団体と同じ免除という基準に位置付けての運用ということで現在検討しています。ご指摘の文言の整理については、最終調整段階ですので、規定の整理について所管課の方とも協議してまいりたいと考えています。

(委員) 逆にいうと、料金を取ろうという規定が先ではなく、そのものをどういう団体がそういう中であって、徴収がちゃんとしているのか疑問なんですけれども、既存の団体でも、この規定の中にあてはまるのかわからないうえに、新たにそういう人たちが増えていかないと、僕らのボランティア団体でも全体が高齢化していつているのですね、担い手の方が。この人たちが高齢化しきったら、次の若い世代がここで利用抑制をされていくということになってしまうと増えてはいかない。その人たちそのものは車での移動が多いので、利用料だけでもそうですけれども、車で来られてそういう相談を受けたらあつという間に1時間過ぎましたと、200円かかりますと言われて、ほんとにそれを広げていく気があるのかなともありますので、先にそこをよよく検討をして、どういう団体がそこに存在し、どういうことが行われているのか、そういうことも踏まえたうえでこれを出されるのが筋ではないかと思えます。

(委員) 新しい福祉センターに、地域包括支援センターや障害者関係、生活困窮者の関係で、かなりたくさん個人でのご相談、またご家族でのご相談があつたりします。面接時間も1時間で済まないという長時間の面談もある中で、この要綱のままだとその方たちも駐車場を払わなければいけないということがあつたりしてきます。いろんな利用がありますので、その辺りの想定はもう少し詰めていただいた方が、運営していくにあたってはトラブルの元になるのではと感じています。娯楽室は占有だと私は思います。お昼から6時7時まで同じ人たちが居てるのが占有と言わず、1時間2時間予約して来られるのが占有と言うのが納得いただけないのでは。いま娯楽室を使っている囲碁と将棋については例えばクラブ化してもらってちゃんと占有していただいて利用料をいただくというのでないと、公平性が保てないと思います。

(事務局) 娯楽室については、囲碁将棋の占有施設としては考えておりません。新たな指定管理者と運営協議の中でも娯楽室の使い方についてはよく調整をしてまいり

たいと考えております。

(委員) 個人の相談についての駐車料金についてはどうなりますか。

(事務局) 事業の公益性ということに関し、再度関係部局とも協議調整をしていきたいと考えてますけれども、実際に無料券をどこでお渡しするのか、どなたが何の目的で利用されていたかの把握の方法も指定管理者ともよく協議をして詰めていきたいと考えています。

(委員) 今の答えはそうだと思いますが、実際担当する指定管理の方が大変だと思います。今、●●の会長をしています、受付がかなり多忙なんです。センター一つとってもそれですから、ここへいろんな施設が入ってくる。どの方が、何の目的で、どういうふうにするか、ということを一々聞いておられない。福祉センターの職員の意見も聞いてちゃんとしてもらいたい。この審議会の意見が反映されるのかどうか。これだけ反対の意見、原則無料の意見が出ているにも関わらず、公民館はそのままいくではなしに検討します、ということは聞いておりますけれども、これと地区公民館との差はどこにあるのですか。同じ公共の建物でしょ。福祉センター使って金要る、地区公民館行ったら金要らない。こういう不均衡を市自身がするということは、私は誤りではないかと思う。もし福祉センターをそういうふうにするのであれば、地区公民館青少年会館併せて同時スタート。財政的にしんどいというならしょうがないと思います。受益者負担に差のないようにしてもらいたい。一つよけいな話ですが、ゴミ袋は貝塚では一つ90円、岸和田では450円。皆さん黙ってお支払いしているが、とったらええわではなしにそこら辺りも十分考えてください。意見は十分反映できるように調整していただいて結果を出していただきたい。今ご出席の皆さんはちょっと無理やお考えだと思う。現在と同じかたちにしてもらおうのがベターであると申し上げたい。

(委員) 建物自体が公共性や公益性、福祉の増進のためなので、原則が無料で、有料になる方をはっきりと決めた方が混乱しないと思います。

(会長) 有料と言うのなら、他の施設も含めて一斉有料原則でスタートしないと、不均衡があるんじゃないかということですよ。

(委員) 財政が貧乏であるという財政の思惑を斟酌しすぎる福祉担当がおるんじゃないかという聞こえ方がする。10年後20年後どうみえますかと聞いたときに、あいまいな答弁で終始されていた。私も町役場に勤めていたが、財政を理解するじゃなしに財政の立場に立ったらそういうことはするやろうけど、要る物はあるとはっきり言う、10年先20年先、自分は今年来年でしか担当でないかもしれないが、福祉の根源、根本、当たり前のことを言われているのに仕方ないですよみたいな言い方をされるのは、ここの審議会はなんやねんと話になるので、審

議会委員がそこまで言うてくれたら仕方ないなというような議論をここでもきちんと、福祉はこう考えているのです、だから財政的な支援をするべきだと考えてます、こっちはしなくてもいいと考えてますというんであればいいんですけども、総合計画とか上位計画があつてみんなで決めたからおまえらも一生懸命やれと言われるのは役所の人間やからわかるんやけど、福祉政策を当てにしている市民が、これからやろうとしていることを背中を押してもらえような戦い方をやってもらいたい。岸和田こけるのは10年前から知っている。こけんようにしようと思ったけどこうなったんや、皆さん言われているように、いろんな矛盾をかかえている。ここでまとまな返事が出来ないのもわかるが、今の状態だと何のために審議会を開いているのか、審議会が機能していないように思われるのも嫌、こっちから応援の言葉を一杯もらっているのに返事がない、仕方ないのかもわからないのだが、もうちょっと積極的な意見を言ってもらいたいと思いました。

(事務局) 審議会の意見をとのことですが、福祉の部局は福祉の部局で、前回の審議会の意見、これまでの各種団体要望も含めて関係部局の方と協議しています。また、受益者負担の基本方針については、受益者負担基本方針検討委員会という別の協議会が学識経験者参加のもとに構築されまして、そこからの提言に基づいて一定方向性が出されてきているという点もありますので、福祉の部局も含めて全市的に対応について協議させていただいているところですので、ご理解をいただきたい。

(会 長) 市のほうでは公共施設に関しては、原則、受益者負担の方針でということ、それを受けて今日説明があつた。審議会ということですので、皆さんのご意見でいうと、原則有料であるというより、原則無料が原則ではないかというのを基底にしていろんな意見があつたかと思うのですが。市から提案があり、審議会としての皆さんの意見がこれおかしいのではないのというのですから、それを受けてもう一度検討いただくのが筋かなと思います。行財政の改革の審議会であればいいのでしょうけど、社会福祉の審議会ですので、市民の皆さんの生活実態を踏まえてということを中心に置かなければと思います。今、孤立化が深刻です。生涯未婚率がとっても高くて、結婚すればいいとは思わないですけども、結婚されずに家族がつかれない方が多いです。単身化の方が、結婚せずに単身化の方がいますし、高齢でどちらかの方が亡くなられたりしますと単身になるので、市全体としても単身化の方が、一人暮らしの方が非常に増えてます。それから離婚率も、3組に1組が離婚といわれていますので、離婚率も高いです。そのことを考えると、孤立化も深刻なんです。先ほど市民活動サポートセンターのときに地区市民協議会の話をしましたけども、地区市民協議会は基本、世帯として機能しているから活発なのであって、世帯が世帯として機能しなくなれば、つまり一人暮らしの方が増えていくと、実は地域活動もちゃんと活動しきれなくなる。ですから今まで岸和田が財産としてきた地縁ベースの組織自体もこれから恐らく先細りしていくだろうと思います。ということを見ると、

市民が集って交流して話し合ったり学びあったり活動したりという、パブリックな空間をいかにして市としてつくるかということをちゃんと考えないと、そこにお金が厳しいから費用負担とかを設けて、結果として市民が集う機会さえ奪ってしまうことになる、市として10年後20年後、どういう市を目指すのだという根本に関ってきますね。次に、財政が厳しい、その通りですが、実はこの間市民の生活も厳しいのですよ。所得格差がどんどん開いて、超富裕層の人たちはすごく儲けてますけども、平均所得は減ってますし、高齢者は一見お金持ちという幻想がありますけれども、高齢期に入るとの費用負担は相当なんです。病院にかかれば医療費がかかるし、一旦介護が必要となると、費用負担がすごいですし、介護保険料の負担も高い。市の財政も厳しいかもしれないけども、市民の皆さんの家計も厳しくて、この費用負担を増やすというのは国の政策がそうなので、費用負担に耐えてますけども市民も大変なんです。具体的に、生活保護率は受給者が増えてますしね。そう考えたときに、福祉センターであるにもかかわらず、費用負担というのが本当に今の時代に合っているのか。受益者負担の議論はここ10年20年くらいの間で出てますけど、議論したらそういうことをやっていると市全体がまわらなくなるとたぶんいろんなところが気づき始めているので、単に費用負担の話だけでは終わらなくなっているんですね。それと福祉センターだということですね。福祉センターは誰が利用するかです。包括支援センターや生活困窮の方が、ここは社協もありますし、相談に訪れたり、ボランティアに活動している方が、決して裕福ではないですしね。利用層を考えたとき、果たして受益者負担という考え方が合うのかどうか、本当は議論しなければいけないですね。市全体として公共施設の方針が出たのでありますが、今日皆さんいろんな意見をいただいていますので、社会福祉審議会の意見としては、ちょっとおかしんじゃないのと待ったがかかった状態ですので、それを踏まえてもう一度考えていただけたらと思います。今のお話では、この取扱いについては市の政策推進課を中心にまとめていただくことですが、ぜひ今日の審議会では福祉の関係者の声として、皆さんの実感で高々200円とはいえ駐車料金を払うのは結構大変なはずなのです。あるいは会議室が半額になったといえ利用料を払わなければならないのは、相当心理的なハードルにもなるし、実は何とかやりくりしている家計を微妙に圧迫していくのですよ。それが抵抗感になり利用がなくなっていけば本末転倒ですので、ぜひもう一度じっくり考えていただきたい。

(委員) 原則論で言いますとね、市全体を考えると受益者負担の基本方針といって市全体の話であります。そこで福祉に関係するのは原則無料というのはあるんですけども、公共施設全体について原則無料化とまで言いますと、話はまとまってこない。新しい施設にだけの特例というのも議会の理解を得られないでしょうね。ですので、福祉関係の方々はこの施設に限らず、既設の公民館についても福祉関係についてはこんな方針でやってほしいということをお話しすれば。

(会長) 今回センターの切り口の話なんですけども、例えば公民館はいま無料ですよ。

だけどこの方針でいくと有料原則がベースになりますけれども、公民館は果たして有料利用にする場所かどうか。

(委員) この審議会としては皆さんおっしゃっているとおりで、現場の意見としてはそうあるべきだと思います。ただ、市としての覚悟、岸和田市はどんな方向を目指すのかということ市全体で決めていかないと、夕張のようになりたいとは思っていないですけれども、基本的には福祉とかはよくてトントン、ここは赤字でも仕方がない、全体のバランスをとるために、取るべきものはとっていいとは思いますが、いけないところをちょっとだけ赤字を埋めようという心を出してしまうと、長い目で見るとダメになってしまう。例えば泉州では医療費については忠岡だけが小学校だけが無料で中学校が有料になっているのですね。あとは泉州地域全部中学校まで定額負担ということになりました。忠岡の人は引っ越そうという考えの人がいると今も聞きます。それで人口減少を起こして益々納税者が減ってとなくなっていくと、目先のところでやっていることによって市の将来をつぶしてしまうのではないかと思いますので、大きな大原則を決めていただいて、市の覚悟をまず知っておかないと、ここは駅前の一等地だから有料ですよとか、そんな感じでやってしまうと、市民の芽をつんでいって、見るところのない岸和田になってしまうと思います。

(事務局) 先ほど来、この審議会としてのご意見を頂いているところです。会長からご指摘のありました、地域の孤立化防止については岸和田市の11圏域でCSWを配置しまして高齢者、障害者、また子育て支援の皆さま方に地域の相談窓口として対応しています。また予算について議会で審議中ですが、地域包括支援センターの全市6箇所のうち3箇所ですが、昨年からは地域福祉高齢者生活支援コーディネーターを、また介護保険の立場で生活支援コーディネーターを配置し、相談をいただいております。来年度からはこの機能を一本化して、地域での様々な身近な問題に関して相談に応じて対応していく、また別の施策でも検討していくところです。今回示されております共通適用基準の中でも、町会や町会を構成する団体及びこれらの連合会、地区市民協議会及びその構成団体が、地域住民のための活動に使用する場合については免除する大原則もあります。また、福祉センターにおいても、ボランティア活動に関して一定の公益性を認めて市民を対象とした研修、相談、居場所づくり、自立支援云々については使用料を免除することで、全体的な内容についても配慮した中で最終調整段階に入っております。今、ボランティア団体の皆様のご利用に関して駐車場の問題の意見をいただいておりますので、関係部局と最終的な調整に入りたい。

(会長) この審議会については任期が3月末までですので、新たにスタートされても、この件に関して継続的に見守っていただければいいのではないかと思います。

(委員) 役所の皆さんに、先ほど10年先20年先がわからないという話が出ましたが、10

年先20年先を読めて考える人は辞めて自分で会社を興している。今でも目の前の課題を必死で解決していく、その積み重ねが5年先10年先になると思います。

(事務局) 事務局からのお願いです。委員の皆さまの任期が3月31日をもって満了ということになっております。本日いただいた意見等を受けまして、再度市の内部での調整に望むわけですけれども、その結果、調整等について会長に一任をいただいて、この先調整させていただくことでよろしいでしょうか。年度内で協議していくかたちになるかと思えます。全市的な方針が示されてきますので、本日いただいた意見を踏まえて再度協議していきますけれども、協議結果に基づく最終的な内容について、会長へご報告ということによろしいでしょうか。

(会 長) 皆さんの、審議会の意見で変わったというので了承となりますけれども、変わらないのであればわかりましたとは言えない。

(事務局) 6月末に竣工して新センターを開館するに当たって定めていくべき内容であります。全市的な方針として庁内での決定の内容ですので、審議会の意見を受けて再度協議いたしますけれども、その通りの決定をもらえるのかお答えできない状況ですので、開館までに次回審議会を開催するのは日程的に厳しいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(会 長) 任期は切れますが、もう一度審議会にかけていただいととは思いますが。異論がない状態であったら一任を受けても構いませんが、そうではない。

(事務局) もう一度関係部局と再度協議させてもらって、ただ受益者負担に関しては別の審議会があって大きな方向性が示されてというかたちになりますので、こちらの審議会で決定をいただくものではないことについてはご了解願いたい。今後の運営方法について関係部局と調整させていただきます。

(会 長) 市としての方針はこうだ、しかしセンターとしてはこうだ、個別にいつて、中々一律にはいかない。2段構えにならざるを得ないのではないか。審議会の意見を踏まえてまた考えていけばいいのではないか。

(委 員) 福祉センター開館と同時に料金を取らないといけないのか、公民館や青少年会館と調整をして同時スタートにしないと。これだけ各委員の意見が出てきてなおかつ財政改革の審議会があつてと。そうしたらこの審議会は何ですか。何のために集まってもらって、高い金払って、時間をとって意見を反映されなければ意味がない。何で福祉センターだけ先にスタートしないといけないのか。みな同じ市立の建物であつて同じように市民が使っている、片方では金を取り、片方では金を取らない。行政の均等性というのがない。そういうことを続けていくと福祉センターは寂れてしまいますよ。200円という金、大分大きいですよ。主に、地区のため、ボランティアのため、いろんな福祉のために行つて、なお

かつ駐車料金を取られる。市役所は住民票を取りに行ったりしても待たされたりしても1時間無料で使えるわけですよ。行政のために精を出し、お金を取られる。封筒に紙1枚入れて、皆の意見を適当に聞いてしまいや、という考え方で審議会を開いてもらうと迷惑するのは皆さん方だし、その点を十分に踏まえて、反映をお願いしたい。

(会 長) 新年度早い時期に審議会を開いていただき、皆さんそれなりに納得いただける着地点を探っていただくような努力をしてもらうのが、民主的な手続きとっていいかと思います。

(事務局) 長時間にわたり熱心にご議論いただきありがとうございました。本審議会の任期はこの3月31日をもって満了となります。お礼を申し上げます。委員の皆さまにおかれましては、この2年間、ご多用のところ本審議会にご参画いただき、社会福祉行政に対し何かとご支援、ご尽力をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。とりわけ毎回テーマとさせていただきました新福祉総合センターにつきましては、建て替え工事の完成が目前となってきました。これもひとえに皆さま方のご尽力のおかげでございます。重ねて御礼申し上げます。なお、次回の審議会については、委員の委嘱また市民委員の公募等の手続きもありますので、開催についてはまた調整をさせていただきます。結びにあたりまして、皆さま方の今後のご活躍とご健勝とを祈念いたしまして、簡単ではありますが終わりの挨拶とさせていただきます。

以上

本会議録に相違ないことを認め、署名する。

会 長

署名委員

署名委員